

## 県民税利子割

金融機関などから支払を受ける預貯金の利子等に対しては、他の所得と分離し、国税である所得税・復興特別所得税とともに県民税として利子割が課税されます

### 納める方

金融機関などを通じて利子等の支払を受ける個人

### 納める額

利子等の5%（別に所得税及び復興特別所得税が15.315%課税されます。）

### 申告と納付時期と方法

金融機関などが、利子等の支払の際に特別徴収(天引き)し、1か月分をまとめて翌月10日までに申告納入します。沖縄県では、特別徴収した税額の申告納入などについて、那覇県税事務所(法人班)が一括して取り扱っています。

### 課税対象

- 銀行や信用金庫などの預金利子
- 勤務先預金等の利子
- 特定公社債(国債、地方債、上場公社債)以外の公社債の利子など  
※平成28年1月1日以後に支払を受けるべき特定公社債の利子等については、利子割の課税対象から除外され、配当割の課税対象となります。

## 県民税配当割

上場株式等の配当等及び割引債の償還差益に対しては、他の所得と分離し、国税である所得税・復興特別所得税とともに県民税として配当割が課税されます。平成26年から、非課税口座内の少額上場株式等の配当等は非課税となっています。

### 納める方

上場株式等の配当等及び割引債の償還差益の支払を受けるべき日現在、県内に住所を有する個人

### 納める額

一定の上場株式等の配当等及び割引債の償還差益の額の5%（別に所得税及び復興特別所得税が15.315%課税されます。）

### 納める時期と方法

上場株式等の配当等及び割引債の償還差益の支払をする上場会社や金融商品取引業者(証券会社等)などが、その支払の際に特別徴収(天引き)し、納入申告書を作成の上1か月分をまとめて翌月10日までに納めます。沖縄県では、特別徴収した税額の申告納入などについて、那覇県税事務所(法人班)が一括して取り扱っています。

### 課税対象

上場株式等の配当等、特別口座外の割引債の償還差益(発行時に課税されたものを除く)  
※平成28年1月1日以後に支払を受けるべき特定公社債の利子等に対しては、配当割が課税されます。

### ●源泉徴収選択口座に上場株式等の配当等を受け入れた場合の特例

平成22年1月1日以後に金融商品取引業者(証券会社など)等を通じて支払を受ける上場株式等の配当等については、その金融商品取引業者等に開設している源泉徴収選択口座に受け入れることができるようになりました。

源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当等(以下「源泉徴収選択口座内配当等」といいます。)については、当該源泉徴収選択口座外の上場株式等の配当等と区分して計算します。

<源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割の特例の概要>

### 納める方

源泉徴収選択口座内配当等につき支払を受ける個人で、当該源泉徴収口座内配当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在、県内に住所を有する個人

### 納める額

源泉徴収選択口座内配当等の額の5%（別に所得税及び復興特別所得税が15.315%課税されます。）

### 納める時期と方法

源泉徴収選択口座内配当等の支払を取り扱う金融商品取引業者(証券会社等)が、その支払の際に特別徴収(天引き)し、納入申告書を作成の上1年間分をまとめて1月10日までに納めます。沖縄県では、特別徴収した税額の申告納入などについて、那覇県税事務所(個人班)が一括して取り扱っています。

### 課税対象

源泉徴収選択口座を通じて交付を受ける上場株式等の配当等

## 県民税株式等譲渡所得割

源泉徴収選択口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の上場株式等の譲渡による所得等（年間の売買損益を通算した後の利益）、国税である所得税・復興特別所得税とともに、県民税として株式等譲渡所得割が課税されます。

なお、平成26年から、非課税口座内の少額上場株式等の譲渡による所得等は非課税となります。

### 納める方

源泉徴収選択口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の上場株式等の譲渡に係る所得等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在、県内に住所を有する個人

### 納める額

源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡に係る所得等の金額の5%（別に所得税及び復興特別所得税が15.315%課税されます。）

### 納める時期と方法

源泉徴収選択口座内配当等の支払を取り扱う金融商品取引業者（証券会社等）などが、その支払の際に特別徴収（天引き）し、納入申告書を作成の上翌年の1月10日（口座解約分等は中途月分として翌月の10日）までに納めます。沖縄県では、特別徴収した税額の申告納入などについて、那覇県税事務所（法人班）が一括して取り扱っています。

### 課税対象

源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡に係る所得等

\*配当割の対象となる上場株式等と原則として同一です。

\*平成28年1月1日以後の源泉徴収選択口座内の特定公社債等の譲渡に係る所得及び割引後の償還差益が課税対象となりました。

※それぞれ、令和3年10月1日から、eLTAX（エルタックス）による電子申告・電子納入が可能となりました。